

港区立産業振興センターの管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とみなと・キャンパス・リログループ（以下「乙」という。）は、港区立産業振興センターの管理運営に関して、令和4年4月1日に締結した「港区立産業振興センターの管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第53条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第21条について、次のように改める。

第21条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙1のように改める。

3 機器の購入に伴い、原協定別紙2「管理備品等一覧（種）」について、別紙2のとおり備品を追記する。

4 機器の廃棄に伴い、原協定別紙2「管理備品等一覧（種）」について、別紙2のとおり備品を削除する。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月31日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭 印

乙 港区西麻布二丁目10番1号
特定非営利活動法人東京都港区中小企業経営支援協会内
みなと・キャンパス・リログループ
代表団体
特定非営利活動法人 東京都港区中小企業経営支援協会
理事 鳥海孝 印